

# 自治体の駐車場整備に関する技術的基準の基礎研究\*

## On the technical standard of the parking space in municipalities\*

小林陽一郎\*\*・大沢昌玄\*\*\*・岸井隆幸\*\*\*\*

By Youichirou KOBAYASHI\*\*・Masaharu OOSAWA\*\*\*・Takayuki KISHII\*\*\*\*

### 1. 研究背景と目的

わが国の駐車場を規定するのとして1957年(昭和32年)に誕生した「駐車場法」がある。この駐車場法は、駐車場整備地区を定め、道路交通円滑化を目的に、「量」としての駐車場整備を推進してきたものであるが、法制定から50年が経過し、近年では駐車場整備を面として捉え、地域全体の交通計画や土地利用、運用を踏まえた駐車場マネジメントの重要性が認識されるようになった。さらに、高齢化社会に突入し、誰にでも優しい都市(まち)が求められる今日、都市と自動車との接続点であり乗換口でもある駐車場は、今まで以上に移動制約者に配慮し、利用者の視点に立って必要な駐車場の「量」を確保し、都市構造を捉えた上で最適な「位置」に配置される必要がある。「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、バリアフリー新法)が施行され、移動制約者用の駐車スペース設置に関して、路外駐車場は1台以上、200台以下は全体の2%、200台以上は全体の1%+2台以上という基準が施行されたが、移動制約者用駐車スペースの確保に関しては、駐車場の新築または増築時についてのみ適用されるため、既存の駐車場には適用されない。そのため、現状、移動制約者用駐車スペースの設置数は極めて少ない状況である。以上のように、国レベルで駐車場に関して技術基準が定められているところであるが、その地域の社会経済状況に対応し、自治体独自に駐車場に関する技術的基準

を設けているところも見受けられる。また、駐車場法制定後の積極的な駐車場整備の結果、さらに自動車交通の変化に伴い、既に過剰に駐車場が整備されているところもあるため、今後とも地域独自の技術基準(例えば、駐車場の設置台数、移動制約者や荷捌きなどの特殊な駐車スペースの設置比率など)を設ける動きは加速化されると思われる。

そこで本研究では、まず現在施行されている自治体レベルでの駐車場整備に関わる条例等を収集し、その条例等制定理由を明らかにした上で、駐車場整備に関する技術基準を抽出・整理し、さらに各条例等の中での移動制約者用駐車スペースがどのように取り扱われているか、を把握することを目的とする。

駐車場に関する既存研究として、駐車場の設置台数のシミュレーションや駐車需要の推計については室町ら<sup>1)</sup>や小浪ら<sup>2)</sup>などの研究があるが、自治体レベルの駐車場の技術基準を扱った論文は殆ど見られない。また移動制約者に配慮した駐車場研究については、現在まで土木学会、建築学会、日本福祉のまちづくり学会などを中心に公共交通や建築物、その他の都市施設についてのバリアフリーに関する研究やバリアフリー新法等の法律に関する研究が発表され、公共交通機関と都市との接点である駐車場については橋詰ら<sup>3)</sup>や小川ら<sup>4)</sup>の研究があるが、それ以外はあまり見当たらない。

### 2. 対象とする自治体レベルの駐車場技術的基準の抽出

自治体の駐車場に関する技術的基準のうち、制度化されているものは、通常、条例、規則、要綱等(以下、条例等とする)を収録した各自治体の例規集に収録されている。従って今回は、都道府県、市区町村といった自治体のホームページに2009年4月時点で一般公開されている例規集から駐車場に関する制度が述べられている条例等を抽出することとした。

ここでまず駐車場法による駐車場整備地区の実態を、全国各地の都市計画決定の状況が収録されている財団法人都市計画協会発行の「平成19年度版都市計画年報」より確認することとする(表-1)。

\*キーワード: 移動制約者、駐車場条例、設置台数

\*\*学生会員、日本大学大学院理工学研究科土木工学専攻  
(東京都千代田区神田駿河台1-8 日本大学理工学部  
土木工学科都市計画研究室、TEL:03-3259-0691  
E-mail:koba\_koba\_youcyan@yahoo.co.jp)

\*\*\*正会員、博士(工学)  
日本大学理工学部土木工学科専任講師  
(TEL:03-3259-0679

E-mail:moosawa@civil.cst.nihon-u.ac.jp)

\*\*\*\*フェロー会員、博士(工学)  
日本大学理工学部土木工学科教授  
(TEL:03-3259-0679

E-mail:kishii@civil.cst.nihon-u.ac.jp)

表-1 全国の駐車場整備地区

	件数	面積(ha)	件数割合	面積割合
北海道	6	1,025	5.0%	3.6%
東北	11	1,692	9.1%	5.9%
関東	35	7,571	28.9%	26.6%
北陸	4	1,199	3.3%	4.2%
中部	20	4,358	16.5%	15.3%
近畿	15	5,665	12.4%	19.9%
中国	13	3,108	10.7%	10.9%
四国	8	1,010	6.6%	3.5%
九州	9	2,882	7.4%	10.1%
沖縄	0	0	0.0%	0.0%
全国計	121	28,513	100.0%	100.0%

その結果、件数、面積から見ても駐車場整備地区は関東地方の占める割合が高く（件数で全国の29%、面積で全国の27%）、そのことを踏まえ今回は関東地方（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、栃木県、茨城県、群馬県）をケーススタディとして駐車場に関する条例等を抽出することとする。

なお、例規集では「駐車場」と明記しているもの、駐車場として独立して定められている条例等を抽出した。自治体によっては開発指導要綱など都市開発、建築物建設に対する条例等の中に駐車場の設置基準が記載されているものも多数見受けられたが、今回は駐車場政策に独自に取り組んでいるという意味で駐車場に言及した単独の条例等のみを抽出することとした。

表-2 各県毎の条例等の数

都道府県	条例等の数	都道府県等	市町村等
東京都	56	5	51
神奈川県	24	0	24
埼玉県	47	0	47
千葉県	43	2	41
茨城県	26	0	26
栃木県	22	1	21
群馬県	21	0	21
合計	239	8	231

関東地方1都6県の例規集を検索した結果、表-2に示すように239件の条例等が抽出された。なお渋谷区、豊島区、土浦市のように駐車場の設置基準に関して都県の条例や駐車場の標準条例を準用している自治体も存在していた。

表-3 条例等の目的内容別分類

	件数	割合
駐車場関係	204	85.4%
基金、会計関係	35	14.6%
全体	239	100.0%

次に239の条例等について、その制定目的内容から大別した結果、駐車場に関する制度を定めた条例等（以下、駐車場関係条例等とする）と駐車場建設の際の資金調達、会計に関する制度を定めた条例等（以下、基金会計関係条例等とする）に分類することができた（表-3）。今回は、基金会計関係条例等を除いた、204件の駐車場関係条例等を研究対象とする。

表-4 駐車場関係条例等の概要別分類

	件数	割合
設置	120	58.8%
管理	39	19.1%
設置及び管理	45	22.1%
全体	204	100.0%

なお204件の駐車場関係条例等は、駐車場設置に関する制度を定めた条例等（以下、設置関係条例等とする）管理に関する制度を定めた条例等（以下、管理関係条例等とする）と設置及び管理に関する制度を定めた条例等（以下、設置及び管理関係条例等とする）の3種類に分類される（表-4）。

### 3. 駐車場条例等で定められている目的と設置基準

#### (1) 駐車場関係条例の制定目的

204件の駐車場関係条例等のうち、自治体が法令の範囲内で制定し議会決議が必要な条例（法的拘束力あり）が、全体の44.6%（91件）を占めていた。今回はその91件の条例の制定目的を整理分類したところ、表-5のように区分することができた。

表-5 条例の目的

条例の目的	件数	割合
設置	31	34.1%
設置+道路の円滑化	7	7.7%
設置+道路の円滑化+公衆の利便	1	1.1%
設置+道路の円滑化+都市機能の維持	3	3.3%
設置+道路の円滑化+生活環境	7	7.7%
設置+道路の円滑化+産業振興	24	26.4%
設置+公衆の利便	3	3.3%
設置+公衆の利便+産業振興	2	2.2%
設置+公衆の利便+放置防止	2	2.2%
設置+自動車利用者の利便	3	3.3%
設置+自動車利用者の利便+産業振興	2	2.2%
設置+都市機能の維持	3	3.3%
設置+生活環境の維持	1	1.1%
使用規則	2	2.2%
合計	91	100.0%

駐車場使用規則を定めていた2つの条例を除き、どの条例も設置することを条例の目的としていた。そのなかでも最も多かったものが、全体の34%に当たる、設置のみを規定しているものであった。具体には茨城県取手市の「この条例は、駐車場の設置に関し必要な事項を定めるものとする」というような表現で定められているものであり、他にも東京都駐車場条例や横浜市駐車場条例、宇都宮市駐車場条例などがこのような表現であった。

次いで多かったものが、神奈川県伊勢原市営駐車場設置条例の「道路交通の円滑化を図り、公衆の利便に資する」や千葉県の八千代市営駐車場条例の「自動車を利用するものの利便に供するとともに、市民の良好な生活環境の確保を図る」というような表現で定められている設置と道路交通の円滑化を目的としているものであった（駐車場法も道路交通の円滑化を第1条の目的の中で

示している)。

さらに練馬区立駐車場条例や青梅市駐車場条例、佐野市駐車場条例など公衆の利便、生活環境の維持といった、その地域にやって来る自動車を円滑に駐車させ、観光及び地域活性につなげていく、駐車場による地域への波及効果を目的としている条例も確認された。なお、産業振興に関しては、茨城県の潮来市駐車場条例の中で「道路の円滑化及び産業振興に資するため、本市に駐車場を設置する」と記述があった。

都市機能の維持に関しては栃木県の宇都宮市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の中で「この条例は、建築物における自動車の駐車のための施設の附置及び管理について必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする」との記述があった。

駐車場だけでなく併せて設置された駐輪場を目的としているものもあり、さいたま市宮桜木駐車場条例では「自動車又は自転車等が公共の場所に放置されることを防止するとともに、当該利用者の利便を図るため、自動車及び自転車を駐車するための施設として駐車場を設置し、その管理等について必要な事項を定める」とされていた。

以上のように、単なる駐車場の「設置」や駐車場法でもうたわれている「道路交通の円滑化」だけでなく、産業振興など地域活性化を目的として駐車場を設置している条例等も確認することができた。自治体によって駐車場を地域活性化の仕掛けとして位置づけていることが明らかとなった。

なお前述のように条例の中で駐車場の使用規則が定められているものも2件存在したが、規定、細則、規則、要綱等で使用規則の定められている地域が多かった。

## (2) 駐車台数

駐車台数は、抽出された駐車場関係条例等全てで建物毎に駐車台数を規定していた。その中でも自治体が設置した駐車場に対しての条例等では、駐車台数が示されていた。附置に対する条例等では、駐車台数算出根拠として、商業床面積や住宅床面積毎に駐車台数が規定されていた。

特徴的な規定として、「上尾市駐車場設置基準」があり、3種類の開発事業目的「住宅を目的とする開発事業」「従業員用住宅を目的とする開発事業」「その他の開発事業」により確保すべき駐車台数を分けていた。さらに開発事業目的内でも「商業地域での開発」「その他の地域での開発」に分けられており、それぞれ計画住戸の数に対する駐車台数の規定があった(住宅を目的とする開発事業の内、商業地域内は計画戸数の10分の3台分、商業地域以外のその他の地域では計画戸数の10分の5台

分)。同様に従業員用住宅を目的とする開発事業でも「商業地域での開発」「その他の地域での開発」に分けられており、それぞれ計画人口によって駐車台数の規定があった。(商業地域内は計画人口の10分の3台分、商業地域以外のその他の地域では計画人口の10分の5台分)なお、住宅を目的とする開発事業では、計画戸数に対する設置基準に対し、従業員用住宅を目的とする開発事業では計画人口に対する設置基準であった。また、駐車場の出入口の設置基準を設けるとしていた(5台以上50台未満の駐車場については2箇所以上、50台以上の駐車場については出口と入口を分離してそれぞれ1箇所設ける)。このように計画戸数や計画人口により駐車台数を規定し、出入口設置基準を設けている条例等は他にはあまり見られず、特徴的であった。

## (3) 荷捌きスペースの設置規定のある条例等

荷捌きスペースの設置が規定されていた条例等は、鴻巣市駐車場条例、柏市建築物における駐車施設附置条例など7件に過ぎなかった(表-6)。7件中6件が規則であり、条例で荷捌きスペースの設置の規定のあるものは東京都駐車場条例のみであった。

表-6 荷捌きスペースの規定

	件数	割合
荷捌きスペースの設置規定あり	7	3.4%
荷捌きスペースの設置規定なし	197	96.6%
全体	204	100.0%

## 4. 移動制約者用駐車スペースの設置規定のある条例等

平成18年12月にバリアフリー新法が施行され、2%の移動制約者用駐車スペースの設置が義務付けられたが、既存の駐車施設には適用されない。さらに高齢者比率は増加の一途をたどっており、今後移動制約者用駐車スペースの増設あるいは一般駐車スペースの運用上の工夫がより一層求められている。しかし、駐車場を運営する側は普通車用の駐車スペースの減少や設置の際のコストなどの問題により移動制約者用駐車スペースを増設、利用促進することに積極的ではない場合もある。そのため、地域の状況を踏まえた自治体レベルの条例等で移動制約者用駐車スペースの設置や利用促進策を規定し、移動制約者用駐車スペースを利用できる環境に保つ必要があると考えられる。なお今回対象とした条例等の中でも移動制約者用駐車スペースについては「車いす使用者のために必要と認める駐車施設」、「車いす利用者のための駐車施設」、「障害者のための駐車施設」など、さまざまな表現がなされていたが本研究では「移動制約者用駐車スペース」で統一する。

調査の結果、研究対象とした関東地方の駐車場関係条例等204件の中で移動制約者用駐車スペースの設置に

ついて言及していたものは、全体の8%、17件に過ぎなかった(表-7)。

表-7 移動制約者用駐車スペースの規定

	件数	割合
移動制約者	17	8.3%
駐車場関係	204	100.0%

17件のうち2件(さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例施行規則と宇都宮市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例)は、設置の規定に加えて駐車スペースの大きさも規定されており、バリアフリー新法で規定されている幅350cmに加え、奥行き600cmと規定されていた。移動制約者用駐車スペースの設置基準について言及していない条例の中でも、身体障害者手帳や愛の手帳を見せることにより割引サービスを行うことを規定しているものもあった(世田谷区立駐車場条例、成田市駐車場の設置及び管理に関する条例など)。なお全ての条例等に移動制約者のための駐車施設であることを見やすい方法により表示するよう努める旨の記載があった。

既存の移動制約者用駐車スペースが全て利用された場合に普通車用駐車スペースを代用するという方法があり、渋谷区の管理人の常駐している移動制約者用駐車スペースのある駐車場5箇所でこの運用体制を実施していることが確認されているが<sup>5)</sup>、移動制約者用駐車スペースの設置について言及している17件の条例等でも、運用体制や設置されている移動制約者用駐車スペースが全て利用されている場合の対処法などの記述は確認できなかった。

## 5. まとめ

関東地方の駐車場整備に関する条例等を抽出し、整理分類し結果を、以下のようにまとめる。

- ①関東地方をケーススタディとして自治体の例規集から駐車場に関する条例等を抽出した結果、都県レベルで8、市区町村レベルで231の条例等(合計で239)が抽出された。
- ②条例設置目的では、駐車場の設置のみを目的としている条例31件あり、それ以外は産業振興や生活環境向上などを設置に追加して目的としていた。単なる駐車場の設置でなく駐車場を地域活性化の施設と捉えている証左といえる。
- ③駐車台数は、抽出された駐車場関係条例等全てで建物毎に駐車台数を規定していた。その中でも上尾市駐車場設置基準のような開発事業の区的別にさらにその中で用途で分け、計画戸数と計画人口に分け駐車場確保台数を定めているような特徴的なものも抽出することができた。

④荷捌き用駐車スペースを設置するように規定している条例は7件で全体の3.4%に過ぎなかった。路上での荷捌きにより歩行空間の減少、歩行者の事故などが起こっており、荷捌き専用の駐車スペースに関しても規定する必要があると思われる。

⑤移動制約者用駐車スペースを設置するように規定している条例は関東地方に17件存在に過ぎなかった。バリアフリー新法やそれに付随する形で多くの技術的基準が出されているが、自治体レベルではまだ少ない状況であった。

今回はホームページ上で一般公開されている駐車場に関する技術基準を対象とし、駐車場の設置台数、荷捌き用駐車スペース、移動制約者用駐車スペースに着目し、比較し、考察を行った。なお、本研究では駐車場に関する自治体レベルの単独条例等を抽出した上で、制定目的や駐車場設置の技術的基準を把握したが、今後は、都市開発や建築物建設を規定している条例等を抽出した上で、駐車場に関する技術的基準を把握、分析することを考えている。

さらに本研究を通し、駐車場の緑化を規定しているものも非常に少ないながら見受けられた(上尾市駐車場設置基準、自動車駐車場を開発区域の境界に沿って設置する場合は、隣地との境界と駐車場の間に、0.5メートル以上の植樹帯を設けること)が、多くはみどりの基本計画や緑化計画、景観計画などで規定されており、今後は駐車場の緑化やデザインを規定している条例や計画を把握していくことを予定している。

### 【補注】

- 1) 室町泰徳・原田昇・吉田朗：「駐車需要の時間変動を考慮した駐車場選択モデル」, 都市計画学論文集, No. 26, pp. 289-294, 1996.
- 2) 小浪博英：「中央区をモデルとした駐車需要の推計」, 都市計画学会論文集, No. 4, pp. 101-107, 1969.
- 3) 橋詰努：「車いす使用者が安全で快適に走行できる道路環境の研究—車いす使用者の身体振動の計測と評価—」, 日本福祉のまちづくり学会第11回全国大会概要集, pp. 1-4, 2008.
- 4) 小川英明：「大規模小売店舗における身体障害者用駐車場の利用実態」, 都市計画論文集, No. 37, pp. 181-186, 2002.
- 5) 小林陽一郎・大沢昌玄・岸井隆幸：「渋谷駅周辺における移動制約者に配慮した駐車場整備実態」, 土木学会第63回年次学術講演会講演概要集(CD-ROM所収), 2008.

### 【参考文献】

- 1) 独立行政法人環境再生保全機構：効率的な物流の実現に向けた方策に関する調査報告書, pp. 24-46, 2004.
- 2) 東京都・警視庁・東京国道事務所：スムーズ東京 21—拡大作戦—最終のまとめ, pp. 39-40, 2009.